

不況対策資金

融資あっせんのご案内

加須市

(令和7年12月1日現在)

1 融資の目的

この融資は、経済環境の急激な変動により企業経営に重大な影響を受けている市内中小企業者に対し、不況対策に必要な運転資金の融資あっせんを行うことにより、事業の活性化を図り、もって本市中小企業の経営の安定に寄与することを目的としています。

2 受付期間

随时

3 融資の対象者

- ① 融資の申込み時点における最近3か月間の平均売上高が、前年もしくは前々年のいずれかの年の同期の平均売上高と比較して3%以上減少していること。
- ② 申込みの日以前1年以上引き続き市内に事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいること。
- ③ 中小企業信用保険法施行令第1条に定める業種を営んでいること。
- ④ 事業内容が堅実で、資金の返済が確実と認められること。
- ⑤ 市税及び事業税を期限内完納していること。
- ⑥ 埼玉県信用保証協会の保証を受けて金融機関から融資を受けている者にあっては、その融資に対する償還を延滞していないこと。
- ⑦ 埼玉県信用保証協会の代位弁済を受けた者にあっては、その代位弁済による債務を完済していること。
- ⑧ 手形交換取引停止処分中（停止処分に準じるもの）でないこと。

4 融資あっせん条件

① 融資の条件

資金使途	融資限度額	融資利率（固定金利）	融資期間	据置期間	償還方法	保証料率
運転資金	2,000万円	年1.35%	8年以内	1年以内	月賦償還	0.45% ~1.59%の範囲内

（注）・追加融資は、融資限度額から申込時の融資残高を除いた額の範囲内です。

- ② 担保は、必要に応じ徴取する。
- ③ 埼玉県信用保証協会の信用保証を付する。
- ④ 連帯保証人は、個人事業主は原則として不要。法人の場合は保証協会の定めによる。
- ⑤ 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、上記保証料率に0.25%又は0.45%上乗せになります。

5 取扱い指定金融機関

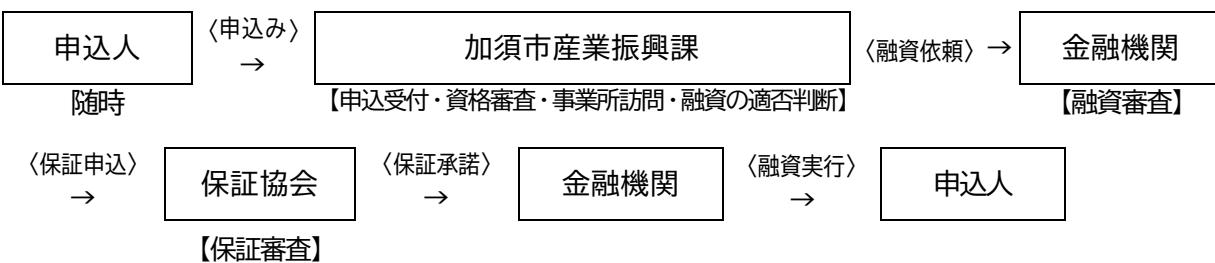
- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 埼玉りそな銀行 加須支店、騎西支店、栗橋支店 | <input type="checkbox"/> 足利銀行 加須支店、古河支店 |
| <input type="checkbox"/> 武蔵野銀行 加須支店 | <input type="checkbox"/> 埼玉県信用金庫 加須支店、花崎支店、騎西支店 |
| <input type="checkbox"/> 川口信用金庫 鶴宮支店、栗橋支店 | |

6 申請書類及び添付書類

No.	書類名	個人	法人	備考	チェック
1	加須市中小企業不況対策資金あっせん申込書	○	○		
2	決算書、申告書等（2年分） 決算後6か月を経過した場合、合計残高試算表 確定申告書、青色申告決算書、収支内訳書（2年分）		○		
3	最近3か月の売上高と前年度又は前々年度における同期間の売上高が確認できる決算書類（月次残高試算表、法人事業概況説明書、青色申告決算書、売上台帳、現金出納帳など）	○	○		
4	登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 閉鎖謄本（対象の方のみ） 営業証明書		○	法務局 法務局 税務課	
5	許認可証の写し（許認可事業を営んでいる方のみ）	○	○		
6	法人の印鑑登録証明書		○	法務局	
7	個人の印鑑登録証明書	○		市民課	
8	納税証明（市税完納）等申請書	○	○	税務課	
9	事業税の納税証明書	○	○	県税事務所	
10	事業の概要等調書	○	○		
11	経歴書	○	○		
12	個人情報取扱に関する同意書	○	○	代表者個人の情報で記載	
13	連帯保証人印鑑登録証明書		○	連帯保証人がお住まいの自治体で取得	
14	所得証明書又は源泉徴収票等		○		
15	資産証明書又は固定資産税（都市計画税）の課税資産明細書等		○	連帯保証人の資産がある自治体で取得	
16	完納証明書		○	連帯保証人がお住まいの自治体で取得	

※申込書類は市のホームページからダウンロードできます。

7 申込みから貸付まで



8 当融資を利用した方への補助制度 －利子補給制度と信用保証料補助制度－

- 埼玉県信用保証協会に支払った保証料を**最高30万円まで市が助成**します。
- 支払利息の20%**を市が補助します。

※完済後一括補助又は毎年補助（1年間に支払った利子に対する補助）の選択ができます。

<申込み・問合せ>

加須市役所 経済部 産業振興課

加須市三俣2-1-1

TEL 0480-62-1111